令和２年６月１日

令和元年度補正予算持続化補助金＜一般型＞

第１回締切分　採択者各位

　　　　　　　　　全国商工会連合会

「事業再開支援パッケージ」による定額補助（事業再開枠）の申請について

　令和２年５月２２日付文書にて連絡しました定額補助（事業再開枠）の創設につきまして、申請のご案内をいたします。

１．「事業再開枠」のポイント

　　補助対象経費など詳細については、「事業再開枠（感染防止の対策のための取組）に関する申請の手引き」をご覧ください。

■業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組みに係る経費を補助する制度

業種別ガイドラインについては、下記のＵＲＬをご参照ください。

　　○内閣官房「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf>

■補助上限額は交付決定金額（交付決定通知書に記載）を超えない範囲で、最大５０万円（定

額）。（共同申請の場合は「５０万円☓連携小規模事業者等の数」。ただし、５００万円を上

限とし、交付決定額を超えない範囲）

　　■補助率は定額

　■補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要。今

回の公募においては、特例として、２０２０年５月１４日以降に発生した経費を遡って補助

対象経費として認める。

２．申請の手順

　　　事業再開枠の申請は、計画変更（小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程第

１２条第１項）にて受け付けます。

（１）必要書類

①（様式第４）小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承

認申請書、別紙２　※＜記載例＞をご参照ください

　　②誓約書

（２）申請期限

**交付決定日から３０日以内に申請してください。**

３．お問い合わせ・提出先

　　茨城県商工会連合会

　　　（電話番号）０２９－２２４－２６３５

　　　（住所）　　茨城県水戸市桜川２－２－３５　茨城県産業会館１３Ｆ